



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 新型コロナウイルス罹患看護職員 見舞金給付制度 現場復帰支援へ会員・非会員問わず給付

公益社団法人日本看護協会（会長：福井トシ子、会員76万人）は、新型コロナウイルス感染症の継続的な拡大を受け、本会にお寄せいただいた企業・団体等からの寄付金より、看護職の皆さまの現場復帰支援を目的に、12月1日から見舞金の支給を開始します。

見舞金の給付額は3万円です。新型コロナウイルスに業務上で罹患し、労災保険などの認定を受けた全ての看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）の皆さまが対象で、本会の会員・非会員を問いません。

報道関係の皆さまにおかれましては、今回の制度の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。

### 日本看護協会 新型コロナウイルス罹患看護職員 見舞金給付制度

**【給付要件】** 新型コロナウイルスに業務上罹患し、政府労災保険または、公務員災害補償制度の認定を受けた看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）全員を対象とする。

※現場復帰支援であるため、死亡の場合（遺族給付等）は除外となります。

**【給付額】** 3万円

**【給付対象期間】** 労災等認定日が、2021年4月1日から2022年3月31日まで

※労災等認定日とは、労働基準監督署等から発行される「支給決定通知」もしくは、公務員災害補償基金等より発行される「決定通知書」に記載の日付です。罹患された日付ではございません。

**【提出書類】** ①新型コロナウイルス罹患看護職員 見舞金給付制度申請書

②政府労災保険または、公務員災害補償制度の「決定通知書」の写し

③看護職であることの証明書類（例：看護師（准看護師）免許の写し、所属先身分証明書、在籍証明書等）

※ご提出いただいた書類で看護職であることの証明が取れない場合は、所属先に在籍の確認をさせていただく場合がございます。

**【問合先】** 東京都ビジネスサービス株式会社 Eメール：[jna-seido@tokyotobs.com](mailto:jna-seido@tokyotobs.com)

**【事業担当部署】** 公益社団法人日本看護協会 総務部総務1課